

開き戸の地震時ロック方法事件

大阪地裁平成20年(ワ)第4394号事件: H.21.4.27判決

弁護士 保坂理枝

第1 事案の概要

本件は、個人である本件特許の特許権者(原告)が、被告による開き戸の地震時ロック方法にかかる装置を備えた家具や吊り戸棚の製造販売行為が原告の特許権を 侵害するとして、損害賠償及び遅延損害金の支払を求めた事案である(請求棄却)。

1 本件特許

特許番号 特許第 3752588 号

発明の名称 開き戸の地震時ロック方法

出願日平成 16年6月7日出願番号特願 2004-197427分割の表示特願平 8-171559原出願日平成 8年5月27日登録日平成 17年12月22日

2 本件特許の出願経過等

平成8年5月27日 原出願(特許出願公開番号 特開平10-30372)

平成13年5月1日 補正書提出(特許法第17条の2の規定による補正)

平成 16 年 6 月 7 日 本件特許出願 平成 16 年 10 月 28 日 本件特許公開 平成 17 年 12 月 22 日 本件特許登録

なお、原出願にかかる審査請求はなされていない。

3 本件特許の構成要件

資料2参照。

4 被告製品

被告製品は、マグネットキャッチなしの開き戸における地震時のロック装置を備える家具、吊り戸棚等である。

被告製品によるロックの作動にかかる具体的なメカニズムは不明であるが、判決の記載によれば 概ね以下のとおりと解される。

- ① マグネットキャッチなしの開き戸の存する家具等の本体側に鉤状の先端部を有するアーム (係止手段) と球を配置し、開き戸に鉤状のアームを嵌め込むための空間部と突状部 (係止具) を形成し、
- ② 地震によるゆれの力で家具・戸棚の本体に設置された装置内の球を凹溝部に移動(落下) させ、
- ③ ①の球の移動により係止手段となるアームを押し上げて回動させてロック位置に保持し、
- ④ ②により押し上げられたアームを開き戸に存する係止装置に係合させることにより開き 戸をロックする

第2 争点

- 1 被告製品の構成要件充足性-機能的クレームの解釈方法(争点1)
- (1)被告製品にかかる装置は本件特許にかかる方法の使用にのみ用いられるものか。
- (2)被告製品(家具、吊り戸棚)が本件特許発明3,4の技術的範囲に属するか。
- 2 特許無効の抗弁
- (1) 分割要件違反(争点 2-1)
- (2) サポート要件違反(争点 2-2)
- (3) 明確性要件違反(争点 2-3)
- (4) 進歩性欠如(争点2-4)
- 3 損害額(争点3)

第3 裁判所の判断

- 1 争点1 (機能的クレームの解釈方法)
- (1) 問題の所在

本件特許発明にかかる特許請求の範囲のうち、「係止手段が地震のゆれの力で開き 戸の障害物としてロック位置に移動しわずかに開かれる開き戸の係止具に係止す る」地震時ロック装置との記載 (構成要件 C) 及び「使用者が閉じる方向に押すま で閉じられずわずかに開かれた」ロック位置との記載 (構成要件 E) は、いずれも 具体的な構成ではなく、作用的、機能的な表現で記載されている。

このような機能的クレームにより構成される特許請求の範囲はどのように解するべきか。

(2) 当事者の主張

ア 被告の主張

本件各発明には機能的表現が用いられているところ、かかる機能的表現を用いた特許発明にかかる技術的範囲は、<u>明細書に記載された具体的な構成に開示され</u>た技術思想に限定して解釈すべきである。

本件明細書の発明の詳細な説明【0006】及び図1ないし図4には、地震のゆれを直接の原因として移動し、重力により下方に動く係止手段や、係止手段の戻り路に設けられ、係止手段を押さえ、係止手段をロック位置で停止させる弾性手段を有する実施例しか記載されていないのであるから、本件特許発明の技術的範囲は、同実施例の上記構成(以下「本件実施例」という。)に限定して解釈されるべきである。

イ 原告の主張

特許請求の範囲が機能的に表現されている場合には、<u>①原理は同じであるか、</u> ②当業者が用意に想到できたかという基準で、その技術的範囲に含まれるか否か を判断すべきである。

(3) 裁判所の判断

特許請求の範囲の記載が作用的、機能的に記載されている場合、発明の外延が不明確になりがちであり、またこれを文言どおりに解すると明細書で開示された技術思想に属しない構成までもが技術的範囲に含まれることになりかねず妥当でない。しかし、他方で、被告が主張するように特許請求の範囲が作用的、機能的に記載されているからといって、明細書の発明の詳細な説明に開示された実施例のみに限定されると解すべきではなく、明細書の発明の詳細な説明の記載から当業者が認識しうる技術思想に基づいて当該発明の技術的範囲を定めるのが相当である。

【構成要件 C の技術的範囲について】

段落【0002】及び【0003】によれば、<u>本件特許発明は</u>従来作動が確実な開き戸の 地震時ロック方法が開発されていなかったことから、<u>作動が確実な開き戸の地震時ロック方法の提供を目的とする</u>ものと認められるところ、その手段が記載された段 落【0004】や、発明の効果が記載された段落【0005】をみても、<u>「係止手段が地震の</u> <u>ゆれの力で開き戸の障害物としてロック位置に移動しわずかに開かれる開き戸の係</u> <u>止具に係止する」との構成がいかなる構成であれば、作動が確実な地震時ロック装</u> 置となるのかを窺い知ることはできない。

本件明細書で上記構成を具体的に開示していると解される部分は、実施例の記載としての段落【0006】及び図1ないし図4のみであるところ、これらの記載からすれば、地震のゆれが直接、係止手段(4)に作用し、地震のゆれによって係止手段(4)

が自ら移動することによって、係止部 (4a) が係止具 (5) の係止部(5b)に到達するとの技術思想が開示されていることが認められる。また、かかる実施例の記載を受けて「係止手段が地震のゆれの力で開き戸の障害物としてロック位置に移動し」との構成にかかる技術思想を説明したと解される段落【0008】においても、「可動な障害物(中略)としての係止手段 (4) について該障害物自体を自身のゆれの力でロック位置に移動させる開き戸の地震時ロック装置」と記載されており、他の部材を介して係止手段 (4) が移動することは開示も示唆もされていない。よって、本件特許発明においては、地震のゆれによって係止手段が自ら移動するとの技術思想が開示されているというべきである。

そうすると、構成要件 C の「係止手段が地震のゆれの力で開き戸の障害物としてロック位置に移動し」というためには、少なくとも地震のゆれによって係止手段が自らロック位置に移動する構成であることを要する。

この点、原告は、原出願明細書の記載(図 6 ないし図 9)を参酌して本件特許発明を解釈しようとする。しかし、同明細書図 6 ないし図 9 に開示の球は、本件特許発明の係止手段に相当するものであるが、これらの球は本件明細書には記載されておらず、また、このように球を用いる構成が周知技術であることを認めるに足りる証拠もない。したがって、かかる当業者にとって自明でない構成について、本件明細書に記載されていない原出願明細書の記載をもって本件特許発明の技術的範囲の解釈を補うことは許されないというべきである。

以上より、被告各物件は、いずれも少なくとも構成要件 C を充足しないから、他の構成要件について判断するまでもなく、被告各物件は本件特許発明 1 の方法に用いられるものとは認められず、被告各物件を備えた家具や吊り戸棚が本件特許発明 3 及び 4 の技術的範囲に属するとも認められない。

2 争点2 (サポート要件(特許法36条6項1号)違反による無効)

(1) 問題の所在

本件特許発明においては、地震時ロック装置の取り付け位置について、「開き戸の自由端でない位置の家具、吊り戸棚等の天板下面に取り付け」(構成要件 D)と記載されているのみであり、「開き戸の自由端でない位置」の具体的範囲については何らの記載も示唆もないことから、かかる意味を字義通りに解釈すると、自由「端」とみなし得る程度に自由端にごく近接した領域を除く自由端に近接した位置から蝶番に近接する位置までを含むものと解することになる。

かかる構成が発明の詳細な説明に記載されているか。

(2) 当事者の主張

ア 被告の主張

本件特許発明における地震時ロック装置の取り付け位置については、<u>構成要件 D</u>で「開き戸の自由端でない位置」とされているが、同記載は、広く自由端に近接した位置及び蝶番に近接した位置をも含むものである。

本件特許発明は、作動が確実な開き戸の地震時ロック方法を提供することを課題とするものであるところ(段落【0003】)、かかる課題を解決する構成が唯一記載された段落【0009】では、地震時における開き戸の動きが少なくなるよう、開き戸の自由端から離れた位置に地震時ロック装置を取り付ける構成を、一応は開示しているが、「開き戸の自由端から蝶番側へ離れた位置」を超えて、広く自由端に近接した位置をも含む「開き戸の自由端でない位置」について、何ら開示しておらず、示唆すらしていない。

よって、本件出願は、特許を受けようとする発明において、発明の詳細な説明に記載された発明の課題を解決するための手段が反映されていないため、<u>発明の詳細な説明に記載した範囲を超えて特許を請求するものであって、サポート要件</u>を満たさない。

イ 原告の主張

本件特許発明において、<u>ロック作動開始が確実との技術課題解決に対応する構成要件は、「自由端でない位置」</u>であり、ロック作動継続が確実との技術課題解決に対応する構成要件は「押すまで閉じられずにわずかに開かれた」である。

「自由端でない位置」について、たとえ「自由端に近接した位置」であっても、 自由端に位置する場合より開き戸の動きはわずかでも少なくなるから「作動が確 実」との課題解決の効果はある。また、「蝶番に近接した位置」であっても、天板 下面に取り付ける以上、蝶番からわずかでも離れるのであるから、その位置で開 き戸を「わずかに開かれた」状態にすることは調整により可能でありロックを作 動することができる。

よって、「自由端ではない位置」が自由端や蝶番に近接していても「作動が確実」 との課題解決は可能なのであり、効果はゼロではないのであるから、サポート要件を満たす。

仮に、課題解決のための効果が量的に一定程度を超えていなければならないとしても、その効果を得るための具体的位置が発明の詳細な説明から当業者にとって自明であれば、サポート要件を充たす。この点、段落【0009】、図3及び図4によれば、いかなる程度自由端から離れた位置に地震時ロック装置を取り付ければよいかは、当業者であればおよそ見当がつく程度に示唆されており、実際に実施しようとする者が希望する量的程度に応じて取付位置は試行錯誤をしてみれば極めて容易に判明するのであるからサポート要件を充たす。

(3)裁判所の判断

段落【0002】及び【0003】によれば、本件特許発明は、作動が確実な開き戸の地 震時ロック方法の提供を目的とするものと位置づけられており、段落【0005】によれば、開き戸の自由端でない位置の家具、吊り戸棚等の天板下面に地震時ロック装置を取り付けるという構成要件 D の構成を採用することにより、「開き戸の動きが最も大きい自由端ではないため地震時のロックが確実になる」との効果を奏するとされている。しかし、同段落は、自由端は開き戸の動きが最も大きくなることから、自由端には取り付けないということを消極的に示したに過ぎず、取付位置が自由端できえなければ、天板下面のあらゆる位置において地震時のロックが確実になるという効果を奏し得ると解することはできない。

また、段落【0009】においては、「図 5 は本発明の方法を示し、該方法は開き戸の自由端から蝶番側へ離れた位置にロック装置を取り付ける点に重要な特徴がある」、「地震時ロック装置を開き戸の自由端から蝶番側へ離れた位置に取り付けると開き戸の動きが少なくなるためロック機構にとってロックが確実になる」と記載されており、「地震時のロックが確実になる」との効果を奏する取付位置として「自由端から蝶番側へ離れた位置」という位置が開示されるとともに、図 5 の「ロック装置」の位置が例示されている。かかる記載によれば、「地震時のロックが確実になる」との効果を奏するためには、自由端から蝶番側へ一定程度離れた位置にロック装置を取り付けなければならないものと解され、自由端ではないが自由端に近接した位置では、開き戸の動きが多少小さくなるものの、自由端に取り付けた場合とほぼ変わらず、依然としてその動きは大きいものと解することができるから、自由端に取り付けた場合と同様にロックが不安定となるおそれがあり、「地震時のロックが確実になる」との効果を奏するとは認められない。

この点、同段落では、「図6に示される T、B、S1、S2及び S3 位置は一般的に地震時ロック装置の取り付け位置として選択可能であることを示す。しかし本発明の方法は図5において説明した通り T位置にロック装置を取り付けるのである。」と記載されており、図6には T位置が例示されている。しかし、図6は「一般的に地震時ロック装置の取付位置として選択可能である」位置を示すものであるから、一般的に選択され得る位置としての B位置(底板上面)や、S位置(側板内面)ではなく、天板下面としての T位置に地震時ロック装置を取り付けることを示すものに過ぎないと解するのが自然である。すなわち、T位置について、段落【0009】末尾の括弧書において「自由端でない位置」と説明されているが、その一方で、T位置は、前記図5の「ロック装置」の位置より、相対的に自由端に近い位置にある。しかも、開き戸の動きが小さくなる「自由端から蝶番側へ離れた位置」を超えて、開き戸の

動きが殆ど小さくならない自由端に近接した位置でもなお「地震時のロックが確実になる」との効果を奏し得ることを示す具体的な根拠は何も示されていないのであるから、T位置の開示をもって地震時のロックが確実になる取付位置を示したものとは解し難い。

このように、本件明細書の発明の詳細な説明では、「地震時のロックが確実になる」との効果を奏することにより本件特許発明の課題を解決することができると当業者が認識できるように記載された取付位置は、あくまで「自由端から蝶番側へ(一定程度)離れた位置」であり、「自由端でない位置」との特許請求の範囲の記載は、発明の詳細な説明に記載された発明の範囲を超えるというべきである。

構成要件 D の「自由端でない位置」との記載は、発明の詳細な説明に記載された 発明の範囲を超えるものであり、特許法 36 条 6 項 1 号の定めるサポート要件を充た すとは認められない。よって、本件特許は特許無効審判により無効にされるべきも のと認められるから、特許法 104 条の 3 により、原告は被告に対し、本件特許権を 行使することはできない。

<参考判例>機能的クレームの解釈方法

東京地裁平成10年12月22日判決(磁気媒体リーダー事件)

「実用新案登録請求の範囲に記載された考案の構成が機能的、抽象的な表現で記載されている場合において、当該機能ないし作用効果を果たし得る構成であればすべてその技術的範囲に含まれると解すると、明細書に開示されていない技術思想に属する構成までもが考案の技術的範囲に含まれ得ることとなり、出願人が考案した範囲を超えて実用新案権による保護を与える結果となりかねない(略)。したがって、実用新案登録請求の範囲が右のような表現で記載されている場合には、その記載のみによって考案の技術的範囲を明らかにすることはできず、右記載に加えて明細書の考案の詳細な説明の記載を参酌し、そこに開示された具体的な構成に示されている技術思想に基づいて当該考案の技術的範囲を確定すべきものと解するのが相当である。ただし、このことは、考案の技術的範囲を明細書に記載された具体的な実施例に限定するものではなく、実施例としては記載されていなくても、明細書に開示された考案に関する記述の内容から当該考案の属する技術の分野における通常の知識を有する者が実施し得る構成であれば、その技術的範囲に含まれるものと解すべきである。」

以上